

規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、「短時間勤務の職を占めるもの」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）」を加え、「及び同法」を「及び育児休業法」に改め、同条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当の額）

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第三号までの規定中「別表第一に掲げる額」とあるのは「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同条第四号から第八号までの規定中「別表第二に掲げる額」とあるのは「別表第二に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一及び別表第二中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員をいう。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条の規定を適用する。